

五島市告示第16号

五島市脱炭素先行地域事業に関する事業者登録要綱を次のように定める。

令和7年3月31日

五島市長 出口 太

五島市脱炭素先行地域事業に関する事業者登録要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が脱炭素先行地域事業として推進するオンサイトPPA事業及び蓄電池事業を市と協力して推進する事業者の登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 脱炭素先行地域 環境省から脱炭素先行地域として選定された五島市全域をいう。
- (2) 脱炭素先行地域事業 脱炭素先行地域内における市の脱炭素先行地域に係る事業計画に基づいて実施される事業をいう。
- (3) 太陽光発電設備 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、太陽光を再生可能エネルギー源とするものをいう。
- (4) 蓄電池 太陽光発電設備と常時接続しており、同設備が発電する電気を充放電することができる設備及びその附属設備をいう。
- (5) 太陽光発電事業者 太陽光発電設備を用いて発電を行う者をいう。
- (6) オンサイトPPA事業 太陽光発電事業者が太陽光発電設備を、第三者が所有する住宅若しくは事業所又は市の施設に設置し、発電した電力を当該建物に供給する事業をいう。
- (7) 蓄電池事業 太陽光発電設備の付帯設備として蓄電池を導入する事業をいう。

(登録)

第3条 市と協力して脱炭素先行地域事業に取り組もうとする者は、脱炭素先行地

域事業に関する事業者の登録を受けることができる。

2 登録の有効期間は令和12年3月31日までとする。

(登録の申請)

第4条 前条第1項の登録を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、脱炭素先行地域事業に関する事業者登録申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請日前3月以内に発行された履歴事項全部証明書(法人の場合に限る。)
- (2) 申請日前3月以内に発行された住民票(個人の場合に限る。)
- (3) 市税を滞納していないことを証する書類
- (4) 直近の決算書の貸借対照表又はそれに類する書類
- (5) 申請者の営む事業の概要を確認することができる資料
- (6) 登録に係る事業を十分に遂行することができる能力があることを証明する書類又は別に定める新規登録者向け育成支援プログラムを修了したことを確認することができる書類
- (7) 故障又はトラブル発生時のサポート体制を確認することができる書類
- (8) 誓約書(様式第2号)
- (9) 暴力団等排除に関する宣誓書
- (10) その他市長が必要と認める書類

(登録の実施)

第5条 市長は、前条の規定による登録の申請があったときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を五島市脱炭素先行地域事業に関する事業者登録簿に登録するものとする。

- (1) 登録事業
- (2) 事業者名
- (3) 代表者名
- (4) 所在地
- (5) 電話番号
- (6) メールアドレス

2 市長は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を当該登録を受けた者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第6条 市長は、第4条の規定による登録の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を拒否するものとする。

(1) 別表の左欄に掲げる事業に係る第4条の規定による登録の申請をした者が同表の右欄に掲げる基準に適合しないとき。

(2) 第4条の申請書又はその添付資料のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けているとき。

2 市長は、前項の規定により登録の拒否をしたときは、遅滞なく、その旨を当該登録の申請をした者に通知しなければならない。

(登録事項の変更)

第7条 第3条第1項の登録を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）は、登録事項の変更をしようとする場合（登録事業を変更する場合を除く。）は、脱炭素先行地域事業に関する事業者登録変更届（様式第3号）に、変更事項を確認することができる書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による登録事項の変更の届出があったときは、当該変更のあった登録事項を登録簿に記載して、変更の登録をしなければならない。

(登録事業者の義務)

第8条 登録事業者は次に掲げる義務を負う。

(1) 市との間で脱炭素先行地域事業についての協定を締結し、その内容に従うこと。

(2) 市が指定する地域アグリゲータ（需要家と電力会社との間において、電力の需要と供給のバランスコントロール及び各需要家のエネルギーリソースの最大限の活用に取り組む事業者をいう。）と連携し、その運用に協力すること。

(3) 登録の対象となっている事業の譲渡、会社の合併、分割、社名の変更その他の組織変更が予定されるときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出て、必要な対応をとること。

(登録事業者への要請)

第9条 市は、登録事業者に対して次に掲げる要請を行うことができる。

(1) 脱炭素先行地域事業について、登録事業者の事業に支障がない範囲で協力すること。

(2) 市が行う新規登録者向け育成支援プログラムについて、講師等として可能な範囲で協力すること。

(3) 市が他の機関に対して行う脱炭素先行地域事業の説明等について、資料の作成及び説明に協力すること。

(禁止事項)

第10条 登録事業者は、市内で脱炭素先行地域事業に係る営業活動を行うに当たり、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 需要家への営業に当たり、詐術その他の違法な手段を用いること。

(2) 他の登録事業者に対する信用棄損その他の商道徳に反する行為を行うこと。

(3) 脱炭素先行地域内の需要家に対して、同一の営業機会に、脱炭素先行地域事業に関するサービスとそれ以外の事業の営業を併せて行うこと。

(4) 実施するサービスに関する契約内容について、事前に市との協定で定めた内容と異なる条項、特約等を設定すること。

(地位の承継)

第11条 登録事業者は、合併、譲渡、相続その他の事由により変更が生じた場合は、市長の承認を受けて、当該登録事業者の地位を承継することができる。

(登録の取消し)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録事業の登録を取り消すものとする。

(1) 登録事業者が、第6条第1項各号のいずれかに該当することとなったとき。

(2) 登録事業者が、法令、この要綱若しくはこれらに基づく市長の処分又は指示に違反したとき。

(3) 登録事業者が、登録に係る事業を継続することができなくなったとき。

(4) 登録事業者が、市長に対して登録の取消しを申請したとき。

(5) 登録事業者が、登録に係る事業に関して不正、怠慢その他不適當な行為をしたとき。

2 登録事業者は、前項の規定により登録を取り消されたときは、市とその後の対応を協議し当該事業者の登録の取消しによって登録中に当該事業者の実施した当該登録に係る事業に支障が出ないように、必要な対応を取らなければならない。

3 市長は、第1項の規定により事業者の登録を取り消したときは、遅滞なく当該

事業者には通知しなければならない。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、登録事業者に関する必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和12年3月31日限り、その効力を失う。

別表 (第6条関係)

オンサイトP PA事業	(1) 五島市内に本店、支店又は営業所を有する者 (2) 市税の滞納のない者 (3) 第8条に規定する義務を履行し、第9条に規定する要請に可能な限り対応することを誓約する者 (4) 次のいずれかの申立てをし、又は申立てがなされていない者 ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続開始の申立て ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て (5) 五島市暴力団排除条例（平成24年五島市条例第34号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する社会的非難関係者に該当しない者 (6) オンサイトP PA事業について実績を有するなど、脱炭素先行地域事業の実現に向けて十分な事業遂行能力を有すると認められる者又は別に定める新規登録者向け育成支援プログラムを修了した者 (7) 市内のオンサイトP PA事業に何らかの機器トラブル、修理等の緊急性の高い対応等が必要となった場合に、速やかに対応することができる者
蓄電池事業	(1) 五島市内に本店、支店又は営業所を有する者 (2) 市税の滞納のない者 (3) 第8条に規定する義務を履行し、第9条に規定する要請に可能な限り対応することを誓約する者 (4) 次のいずれかの申立てをし、又は申立てがなされていない者

- ア 破産法第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て
- イ 会社更生法第17条の規定による更正手続開始の申立て
- ウ 民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立て
- (5) 五島市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する社会的非難関係者に該当しない者
- (6) 太陽光発電設備の付帯設備として蓄電池を設置することについて実績を有するなど、脱炭素先行地域事業の実現に向けて十分な事業遂行能力を有すると認められる者又は別に定める新規登録者向け育成支援プログラムを修了した者
- (7) 市内の蓄電池事業に何らかの機器トラブル、修理等の緊急性の高い対応等が必要となった場合に、速やかに対応することができる者

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

（宛先）五島市長

申請者 住 所
名 称
代表者 (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

脱炭素先行地域事業に関する事業者登録申請書

五島市脱炭素先行地域事業に関する事業者登録要綱第4条の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

登 録 事 業	<input type="checkbox"/> オンサイトPPA事業 <input type="checkbox"/> 蓄電池事業
事 業 者 名	
代 表 者 名	
所 在 地	
電 話 番 号	
メー ル ア ド レ ス	

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

（宛先）五島市長

住 所

名 称

代表者 (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

誓約書

私は、五島市脱炭素先行地域事業に関する事業者登録要綱（以下「登録要綱」という。）第4条に基づく申請をするに当たり、登録要綱第8条の義務を果たし、登録要綱第9条の要請に可能な限り対応することを誓約します。

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

（宛先） 五島市長

住 所

名 称

代表者

（※）

（※）本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

脱炭素先行地域事業に関する事業者登録変更届

登録情報に変更がありましたので、五島市脱炭素先行地域事業に関する事業者登録要綱第7条第1項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり届け出ます。

	変更前	変更後
登 録 事 業	<input type="checkbox"/> オンサイトPPA事業 <input type="checkbox"/> 蓄電池事業	<input type="checkbox"/> オンサイトPPA事業 <input type="checkbox"/> 蓄電池事業
事 業 者 名		
代 表 者 名		
所 在 地		
電 話 番 号		
メールアドレス		